



.XXXの復活？アップデート

第28回ICANN報告会
社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
前村 昌紀



前回のお話

.xxxの復活？アップデート
第28回ICANN報告会
JPNIC 前村

アダルトエンターテインメント業界用sTLD – .XXX 前回までの経緯

- 2003年のgTLD募集第2ラウンドでsTLDとして応募された
- 2005年、理事会、契約交渉開始決議
 - GACからの懸念, 米国保守勢力からの圧力
- 2007年、応募者ICMから再考要請があるも、理事会は応募を却下
 - 但し、理事会決議の票は割れた
- 2008年ICMから独立審査プロセスの要求
- 2010年2月、独立審査パネル(IRP)、ICMの勝訴と裁定

- IRP裁定に関する決議を採択

- <http://www.icann.org/en/minutes/resolutions-12mar10-en.htm#15>

- IRP裁定を受け、今後の対応プロセスを検討
- 取り得る対応プロセスに関する調査をまとめて公開するよう、事務総長と法律顧問に指示
- 次回ブリュッセル会議での理事会決定に間に合うように、調査結果をパブリックコメントにかけるよう、事務総長と法律顧問に指示



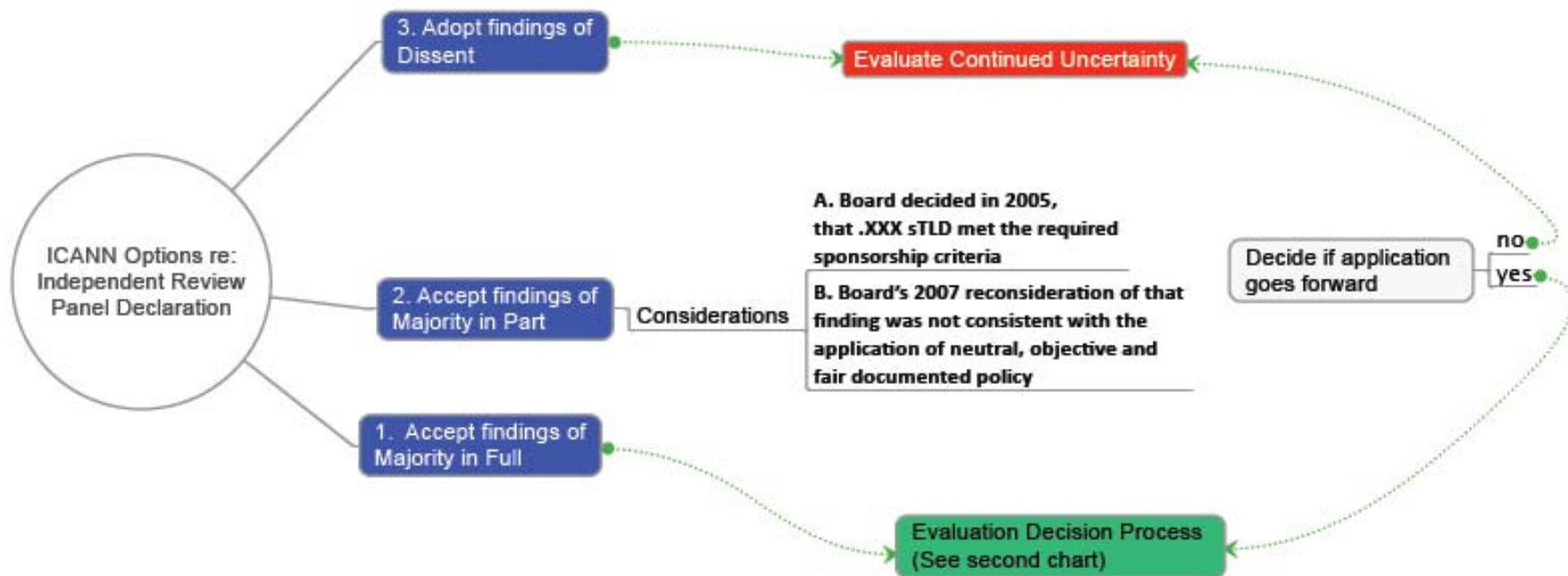
取り得る対応プロセスと パブリックコメント

.xxxの復活？アップデート
第28回ICANN報告会
JPNIC 前村

IRP裁定に対する判断の選択肢

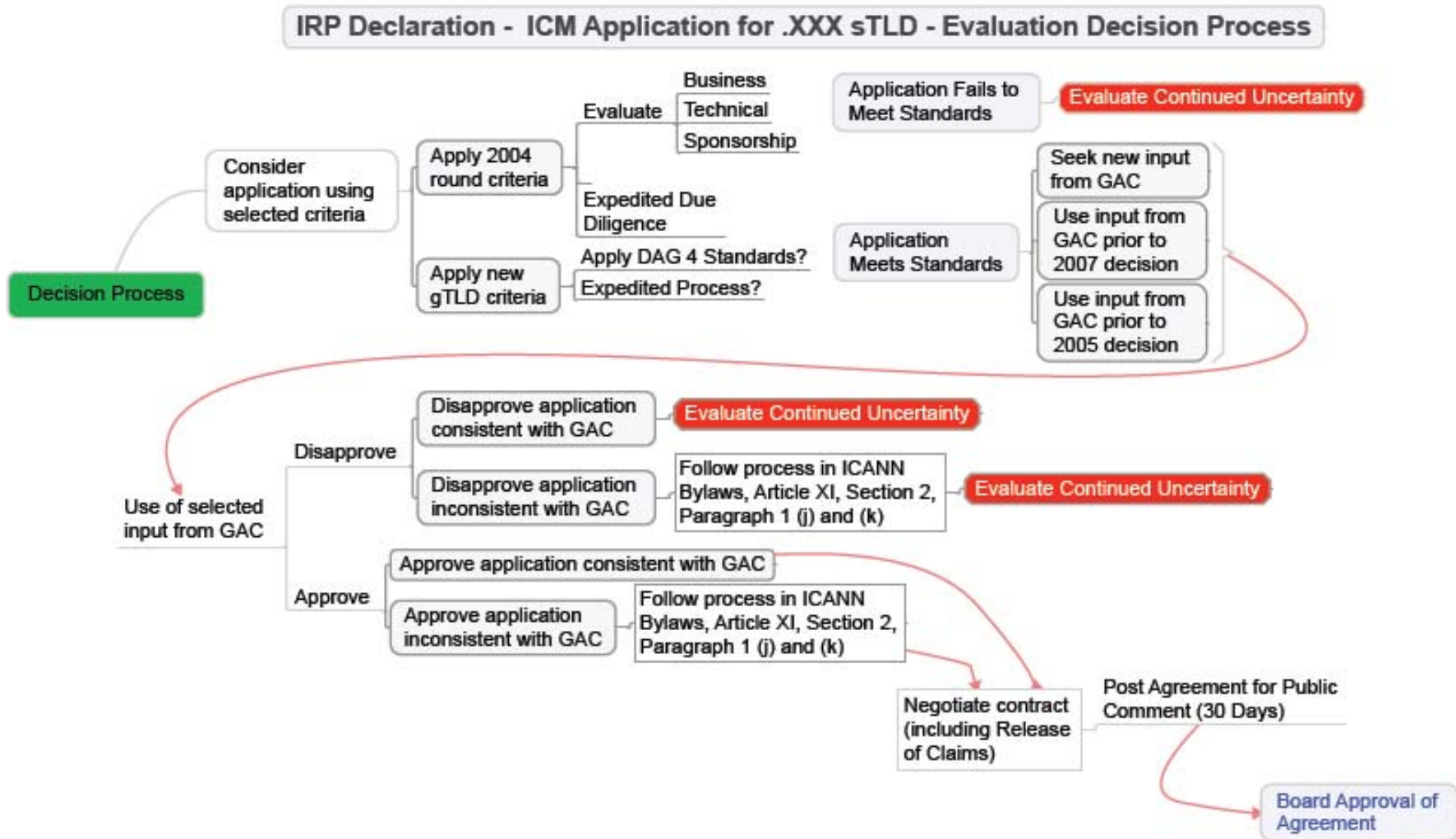
<http://www.icann.org/en/irp/icm-v-icann/options-map-26mar10-en.pdf>

IRP Declaration - ICM application for .XXX sTLD



申請の評価決定プロセス

<http://www.icann.org/en/irp/icm-v-icann/eval-decision-process-26mar10-en.pdf>



パブコメ(2010年3月から2010年5月まで)結果

- 反対派賛成派が、それぞれの立場を発言することに終始
 - 95%が「.XXX進めるな」
 - ICMの組織票を除くと、98%
 - オプション3(==IRP裁定無視)への支持:84%
 - ICANN史上最多コメント数を得るも、期待していたプロセスに関するコメントはほとんどなし。

- <http://www.icann.org/en/irp/icm-v-icann/draft-options-post-irp-declaration-26mar10-en.pdf>



ブリュッセル理事会決議を読む

.xxxの復活？アップデート

第28回ICANN報告会

JPNIC 前村

ブリュッセル理事会決議19—23（主文その1/2）

<http://www.icann.org/en/minutes/resolutions-25jun10-en.htm#5>

- (19) 理事会は独立審査パネルの過半数による以下の事実認定を受け入れ、これに従って行動する。
 - (i) 2005年6月1日の決議の採択において、ICANN理事会は、ICMレジストリによる .XXX sTLDの申請はスポンサーシップ要件を満たすと判断した。
 - (ii) この判断に関する理事会の再検討は、中立・客観的・公正な文書化されたポリシーに対して矛盾していた。
- (20) 理事会は、公正な手続きに従い、以下の事項を速やかに確認するよう、事務局に指示する。
 - (1) ICMの申請が今でも有効であること
 - (2) ICMの適格性に変わりがないこと

ブリュッセル理事会決議19—23（主文その2/2）

<http://www.icann.org/en/minutes/resolutions-25jun10-en.htm#5>

- (21) この精査で上記2点が確認された場合、理事会は ICANN事務局に、現在までの (to date) GAC勧告を考慮して、ICMとの契約書案に関する交渉に入ることを指示する。
- (22) 事務局がICMとの契約書案作成を完了した時点で、理事会は提案された契約書がGAC勧告と矛盾がないか判断し、もし矛盾がある場合、定款に従ってGACとの協議に入る。
- (23) GACとの協議が終了した後、理事会は契約を承認するか決定するとともに、その行動がGAC勧告に従っているか否かを公表する。

これまでのGAC公式勧告

2006/3 ウェリントンコミュニケ

ICMが約束した公益配慮は、現契約書案では盛り込まれていない。

- ・違法・有害コンテンツのアクセス制限のため適切な手段
- ・弱者保護のプログラム・ツール開発支援
- ・登録者の詳細情報を管理・行政当局の連絡手段確保
- ・知財商標権、個人名、地理的名称の保護
- ・ICMとICANNの契約に、ICMの責務遂行監視のための条項が盛り込まれていることの確認を理事会に要求する

http://gac.icann.org/system/files/GAC_25_Wellington_Communique.pdf

2007/3 リスボンコミュニケ

ウェリントンコミュニケの確認。

スポンサー要件充足に関して未回答。

提案されている契約案では、ICANN技術任務を超えてコンテンツ監視を担う方向に向かう恐れがあり、好ましくない。

http://gac.icann.org/system/files/GAC_28_Lisbon_Communique.pdf

ICANN付属定款 11章：諮問委員会

2-1 政府諮問委員会

- h. 理事会、ICANNの支持組織あるいは他の諮問委員会が意見募集を行う、公共政策問題を引き起こす提案に関して、理事会は、政府諮問委員会のチェアに対して、これを速やかに通知するものとし、その通知に対する適時的な返答は、決定に先立って正しく勘案するものとする。
- i. 政府諮問委員会は、コメントや事前通知の形で、あるいは新たなポリシー策定や既存ポリシーの改定を特に勧告する形で、理事会に直接、論点を問うことができる。
- j. 公共政策に関する政府諮問委員会の勧告は、ポリシーの立案と採択によって正しく勘案されるものとする。ICANN理事会が政府諮問委員会の勧告と矛盾する決定を行った場合、理事会はそれを通知し、勧告に従わない決定を行った理由を述べるものとする。政府諮問委員会とICANN理事会はその後、誠実かつ速やかで効率的な方法で、双方が受け入れられる解決法を見出すべく努める。
- k. そのような解決法が見出せない場合、ICANN理事会は最終決定において、政府諮問委員会の勧告に従わなかった理由を述べる。この陳述は、政府諮問委員会メンバーの責任に帰する公共政策問題に関する、彼らの権利行使や責任を害することはない。



これからの見通し

.xxxの復活？アップデート
第28回ICANN報告会
JPNIC 前村

まとめ + これからの見通し

- 「契約交渉開始後の申請却下(2007/07)は定義されたプロセスに矛盾していた」ことを理事会が認めた。
- 改めて申請の精査に着手するとともに、あくまで付属定款に従った検討を強調した。
- ブリュッセル決議時点までの(to date) GAC勧告を勘案するとしている。(今からGACが何を言っても遅い)
 - スポンサー要件充足, 公益配慮の実現性などの再考が必要